## 議案第75号

松阪農業公園ベルファーム条例の一部改正について

松阪農業公園ベルファーム条例(平成 17 年松阪市条例第 192 号)の一部を次のように改正する。

令和3年5月21日 提出

## 松阪市長 竹 上 真 人

松阪農業公園ベルファーム条例の一部を改正する条例

松阪農業公園ベルファーム条例(平成 17 年松阪市条例第 192 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条中「特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により、 利用料金を減額し、又は免除することができる。」を「次の各号のいずれかに該当す るときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することが できる。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体(指定管理者)が施設の設置目的に沿った事業を行うと き 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために利用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額 別表中「

<sup>のみ</sup> 蚤の市広場	区分	1区画1回につき
	テントなし	1,650円
	テントあり	3, 300 円
	区分	1区画1回につき
わいわい広場	A広場	8,600円
	B広場	9, 540 円
	C広場	6,110円

匠の館	技の工房	区分	利用時間1時間につき
		利用料	1,040円
		冷暖房代	130 円
		ガス代	320 円
	アートホール	利用料	1, 320 円
		冷暖房代	330 円
ゲートハウス	レクチャールーム	区分	利用時間1時間につき
		利用料	810 円
		冷暖房代	210 円

」を「

<sup>のみ</sup> 蚤の市広場		区分	1区画につき
		利用料	2,470円
		テント利用料	1,650円
わいわい広場		区分	1区画につき
		A広場	12,900 円
		B広場	14, 310 円
		C広場	9, 160 円
匠の館	技の工房	区分	利用時間1時間につき
		利用料	1,750円
		調理台利用料 (1台当たり)	160 円
	アートホール	区分	利用時間1時間につき
		利用料	2,470 円

		調理台利用料 (1 台当たり)		160 円
ゲート レクチャールー		区分		利用時間1時間につき
ハウス ム	ム	利用料		1,530円
		区分		利用時間1時間につき
		大人	利用料	310 円
	貸用具利用料		100 円	
グラウンドゴルフ		中学生以下	利用料	150 円
			貸用具利用料	50 円
		1		7,470 円
		貸切(3 時間当たり)		(3 時間に満たないとき は、3 時間として計算す る。)

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 10 条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。